

議案第 21 号

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の一部改正により、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、これに伴う所要の改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業給水条例(昭和 38 年羽曳野市条例第 231 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項及び第 36 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市水道事業給水条例 新旧対照表

新	旧
<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第 22 条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 23 条～第 35 条 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 36 条 1 省略</p> <p>2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第 22 条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 23 条～第 35 条 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 36 条 1 省略</p> <p>2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>以下省略</p>